

新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種は、 3月31日で終了します。

新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種(予防接種法に基づき無料で接種できる期間)は、3月31日で終了します。接種日は限られますので、接種を希望される人はお早めにご予約ください。

令和6年4月以降は、任意接種(予防接種法に基づかない接種。全額自己負担)となります。

なお、厚生労働省より、65歳以上の人および60歳以上64歳以下の一部の人は、定期接種(予防接種法に基づく接種。自己負担あり。)として、秋冬頃に1回接種となる方針が示されています。(詳しくは、広報とうごう9月号でご案内予定です。)



① 町内協力医療機関

下記の医療機関に直接お電話でご予約ください。

市外局番(0561)

医療機関名	電話番号	対象	使用ワクチン
バク諸輪診療所	39-3000	12歳以上(3回目以降)	ファイザー社
ごとうこどもクリニック	38-6610	6か月以上4歳以下	ファイザー社
たなか内科	38-8866	12歳以上	ファイザー社 第一三共社
白鳥藤田クリニック	38-9888	12歳以上(3回目以降)	ファイザー社
宮本ファミリー耳鼻科	38-5558	6か月以上4歳以下 5歳以上11歳以下 12歳以上	ファイザー社 モデルナ社
祐福寺内科(かかりつけのみ)	38-7321	12歳以上(3回目以降)	ファイザー社
まつもとクリニック	052-848-8888	12歳以上	ファイザー社
わごうヶ丘クリニック	38-1616	12歳以上	ファイザー社
愛知とうぶクリニック	39-2323	12歳以上	ファイザー社
東郷なないろこどもクリニック	37-1100	6か月以上4歳以下 5歳以上11歳以下	ファイザー社

※使用ワクチンは、オミクロン株(XBB.1.5)対応1価ワクチンになります。

※令和5年秋開始接種(令和5年9月20日以降の追加接種)を受けた人は、対象外です。

② 接種券がない人は、接種券の発行（再発行）ができます。

健康保険課窓口、郵送、インターネットで接種券発行（再発行）申請を受付しています。

郵送の場合

申請書を町ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、

**〒470-0198 住所不要
東郷町役場 健康保険課**
成人保健係宛に郵送ください。



インターネットの場合

「あいち電子申請・届出システム」を検索し、東郷町を選択後、

【新型コロナワクチン接種券】
再発行申請からお申し込みください。
なお、メールアドレスが必要です。



③ 「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」を使用されている人へ



接種証明書アプリは、令和6年3月末でサービス終了予定です。接種の際にお渡しした接種済証（紙媒体）を紛失された人は、3月中に履歴の更新および接種証明書の画像保存を行うことをお勧めします。

なお、マイナポータルでも接種履歴（現時点では5回目接種分まで）の確認ができます。

詳しくは、下記のホームページをご確認ください。

デジタル庁
「新型コロナウイルスワクチン
接種証明アプリ」▶



マイナポータル上での
確認手順▶



④ 予防接種健康被害救済制度のご案内

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるもののなくすことができないことから、救済制度が設けられています。

予防接種による健康被害であったかを個別に審査し、予防接種による健康被害と認められた場合には、医療費・障害年金などの給付が受けられます。

また県では、新型コロナワクチンを接種した人で予防接種健康被害救済制度の申請を行う人（認定結果の有無は問いません。）に対して、医療機関で治療を受けた際の医療費などの経済的負担の軽減を図るため、県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」を支給しています。

詳しくは下記のホームページをご確認ください。

「健康被害救済制度について」
厚生労働省ホームページ▶



「新型コロナワクチン副反応等
見舞金について」
県ホームページ▶

